

もりもり守山プレミアム商品券取扱店募集要項

1 趣旨

物価高騰の影響を受ける市民および市内事業者への支援と地域消費の下支えを図るために実施するプレミアム商品券事業において、商品券の取扱事業者(店舗)を募集します。

2 商品券の概要

名 称:もりもり守山プレミアム商品券

販売価格:10,000 円

発行額:13,000 円分(1,000 円券 × 13 枚)

プレミアム率:30%

発行総額:390,000,000 円(30,000 冊)

(1)券の内訳

- ・ 共通券(大型店舗含む) 1,000 円 × 5 枚
- ・ 小型飲食店専用券 1,000 円 × 4 枚
- ・ 小型小売・サービス専用券 1,000 円 × 4 枚

(2)利用期間

2026 年 5 月 1 日(金)～ 2026 年 7 月 31 日(金)

3 取扱店の対象

以下の条件を満たす店舗を対象とします。

- ・ 守山市内に店舗または事務所を有する一般消費者向け店舗
- ・ 小売業、飲食業、サービス業等
- ・ 本事業の目的に適する店舗

(対象外となる業種例)

- ・ 不動産業
- ・ チケット販売(商品券等)
- ・ パチンコ店

- 風俗営業店
 - 換金性の高い商品を主に扱う業種
- ※事業目的に適さない場合は登録をお断りすることがあります。

4 取扱店の区分

店舗は以下のいずれかに分類されます。

(1)大型店舗

小型店舗に該当しない店舗、および大会社の加盟店舗

※ただし、大会社の加盟店舗であっても、事業所登記(個人の場合は申告地)が守山市内にある場合は小型店舗として扱う。

(2)小型飲食業店舗

中小企業基本法に定める「飲食」に該当する事業者。会社法で定める大会社の子会社に該当する場合は対象外とする。

(3)小型小売・サービス業店舗

中小企業基本法に定める「小売」「サービス」に該当する事業者。会社法で定める大会社の子会社に該当する場合は対象外とする。

5 取扱店の義務

- 店頭に取扱店ポスター等を掲示すること
- 使用済商品券の裏面に取扱店印(スタンプ)と利用日付を記入すること
- 商品券の利用ルールを遵守すること
- 換金申請期間内に使用済商品券は換金申請を終えること

6 商品券の使用制限

以下の商品・サービスには利用できません。

- 不動産、金融商品
- 商品券・ビール券・図書カード・ギフト券等の換金性の高い商品
- 切手、印紙、プリペイドカード
- 公共料金、税金、自治体指定ごみ袋
- たばこ
- 風俗営業等に該当するサービス
- 現金との交換、釣銭の支払い

- 商品券の再流通・転売

7 換金について

(1)換金申請期間

2026年5月7日(木)～2026年8月25日(火)

※期限後は換金不可

(1) 換金方法

① 振込(推奨)

- 1事業所につき月2回まで
- 使用済商品券を商工会議所へ持参し申請
- 申請後、5営業日以内に指定口座へ振込

② 現金受取

- 換金合計金額が100,000円以下の場合のみ対応
- 事前申請後、換金準備が整い次第、商工会議所窓口で受取

(3)手数料

- 登録料・換金手数料はすべて無料

8 申込方法

以下のいずれかでお申し込みください。

- 登録専用フォームから申請
- 登録申請書を守山商工会議所へ提出(FAX、メール可)

(申込締切) 2026年3月31日

※4月1日以降も登録可能ですが、商品券購入者へ配布するリーフレットには掲載されません。

9 注意事項

取扱事業者(店舗)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- (2)商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- (3)商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受取を拒否するとともに、その事実を速やかに守山商工会議所に連絡すること。その際の責については守山商工会議所にて協議する。
- (4)換金目的での商品券の購入は行わないこと。
- (5)自社商品の購買に商品券を利用してはならない。
- (6)商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (7)商品券を、事業者間取引に伴う代金(商品仕入れ代金・諸経費)の支払いに使用してはならない。
- (8)取扱事業者(店舗)がこの要項の各事項に違反すると判断したときは、資格を取り消すものとする。
- (9)取扱事業者(店舗)内での商品券の盗難・紛失・滅失については責任を負いません。
- (10)事業内容は、諸般の事情により変更される場合があります

[本件に関するお問合せ先]

守山商工会議所

〒524-0043 守山市吉身3丁目11-43

TEL 077-582-2425/FAX 077-582-1551

Mail ticket@moriyama-cci.or.jp